

当院は、「コンタクトレンズ検査料1」の  
施設基準に適合している旨、  
四国厚生支局長に届出を行っております。

※コンタクトレンズ診療に係る点数は下記の通りです。過去にコンタクトレンズ検査料が算定されている場合には、再診料が算定されます。

初 診 料	291 点
再 診 料	75 点
コンタクトレンズ検査料1	200 点

診療医師名 : 林 亜紀

眼科診療経験 : 厚生労働省の施設基準に定める経験を有しております。

※上記についてご不明な点をご相談下さい。

